

長岡市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年11月2日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

長岡市中之島体育館、長岡市中之島北体育館、長岡市信濃リバーサイドパーク
野外活動施設、長岡市中之島野球場及び長岡市営中之島テニス場（中之島体育
施設運営グループ）

長岡市栃尾産業交流センター及び長岡市道の駅ルート290とちお（栃尾施設管理
合同会社）

2 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行
状況

3 監査の期間

平成30年9月19日から10月3日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の
事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
長岡市中之島体育館 長岡市中之島北体育館 長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設 長岡市中之島野球場 長岡市営中之島テニス場 (中之島体育施設運営グループ)	適正に処理されていました。
長岡市栃尾産業交流センター 長岡市道の駅ルート290とちお (栃尾施設管理合同会社)	適正に処理されていました。